

くらしの中の人権

ハンセン病問題について

ハンセン病問題とは、近代以降の国の間違ったハンセン病対策が原因で、患者、回復者およびその家族の方々の人権が侵害され、はなはだしい偏見差別にさらされた人権問題です。

ハンセン病は、らい菌による慢性の感染症で、かつて「らい病」と呼ばれていました。発症すると末梢神経や皮膚が侵され、後遺症が残ると恐れられましたが、らい菌は非常に感染力が弱いため、現在、日本で発症する可能性は極めて少なく、万一、発病しても、治療法も確立し、早期発見と適切な治療により後遺症も残りません。

近代以降の国のハンセン病対策は、患者の隔離を基本とするものでした。1907年に、療養の方法がなく屋外で生活している患者を療養所に隔離することが定められ、1931年からは、全ての患者を本人の意思にかかわらず強制的に隔離するようになりました。

強制隔離を推し進めるために、都道府県ごとに患者のあぶり出しと隔離を行い、患者がいない状態を実現する目的で「無らい県運動」が取り組まれます。その運動は、ハンセン病の危険性

を過度に強調して恐怖心をあおり、ハンセン病に対する偏見を国民に植え付けることになりました。患者が出た家は、真っ白になるほど消毒され、その家から患者が出たことを周囲に明示することになりました。患者が出た家は差別と排除の対象となり、離婚、失業、一家離散、一家心中、自殺に追い込まれることもありました。

ハンセン病療養所のなかで患者たちは、医療や食事も不十分で、労働をさせられたり、監禁室に閉じこめられたり、囚人のような扱いをうけていました。さらに、子どもを産ませないための断種手術や中絶手術がほとんど強制的に行われていました。

戦後まもなく、アメリカで開発された「プロミン」という薬が日本でも使われるようになり、ハンセン病は治る病気になります。それをうけて、療養所の入所者たちは強制隔離の廃止を国に要求しますが、1996年に「らい予防法」が廃止されるまで強制隔離が続けられたことになりました。

その間、多くの人が治った後も故郷や家族のもとに帰ることができず、療養所で亡くなってしまうことになりました。

1998年、ハンセン病回復者

が「らい予防法」は日本国憲法に違反するものであるとして国家賠償を求める裁判を起こし、2001年に原告の訴えを認める判決が熊本地裁から出され、国が控訴を断念したため、判決が確定しました。「国による人権侵害」という司法判断が確定している点が、ハンセン病問題の大きな特徴です。

2008年には「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」が成立し、2019年には、家族たちが受けた差別についても国に責任があるとする判決が確定しました。

しかし、ハンセン病問題はさまざまな課題を残しており、終わっていません。私たちは、この問題から一人一人が正しい知識を学び、理解を深め、日々の生活の中で思考や行動に生かしながら、偏見を解消していくことが大切です。

市教育委員会生涯学習課

人権教育推進室(新教育庁舎2階)

☎ 33・3814

FAX 33・1230

✉ jinkenkyouiku@city.komatsushima.tokushima.jp

市民文芸 花みずき歌壇 (417) 山崎泰子・選

シヤッターの音のみ響く森の中静寂という贅沢にいる

松島町 六田 靖子

雨風を常にめぐみを受けるごと飄々として堂々の杉

小松島町 萬宮千鶴子

「さんすう」と書かれし幼の帳面をわがものとして短歌など書く

中田町 湯浅 百世

動物の園の中にて見る人は見ているようで見られているよう

小松島町 綴木 茂治

水を張る田んぼに苗を解き放つ田植え仕事はみどりを植える

前原町 福元 英夫

水遊びする園庭にとんぼ来てはしやぎはじけて舞うオノマトペ

日開野町 森 理子

ふるさとの小径に残る古看板女優の頬に涙跡見ゆ

横須町 天王谷 一

さらさらと零るる白き砂時計写真の叔母は董のごと笑む

松島町 萬野 行子

花まつり甘茶甘茶の日もはるか菩提寺に咲きしシヤガの紫

立江町 湯浅かや子

おおかたの喜怒哀楽を知りたれば紫陽花の球は手に余るなり

中田町 松並 敦子